

## 施設整備候補地の一次選定及び二次選定の経緯

本資料の内容は、「第2回小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会」にてご協議頂いた内容です。

### 1. 前提条件

#### (1) 概略の施設規模と必要面積

処理量 11,116t (令和 4 年度焼却処理量実績値) のごみ処理施設を設置できる用地を選定する。  
 用地選定にあたっては、概ね 2.0ha 程度の敷地面積を確保できる土地から選定する。

#### (2) 選定範囲

選定範囲は小松島市内全域とする。



図 1 小松島市位置図

### 2. 用語の定義

今後、用地選定を行う上で以下のとおり用語を定義する。

表 1 用語の定義

用語	内容
立地回避地域	法規制（森林法、自然公園法、文化財保護法等）や土地利用（住居地域等）、環境保全（鳥獣保護区等）、防災面（砂防三法等）の観点から、ごみ処理施設の建設が好ましくない場所として整理した地域
立地可能地域	小松島市内における立地回避地域を除外した、ごみ処理施設が建設可能な地域
一次候補地	必要な面積（2.0ha 以上）が確保できること、施工面からみて造成しやすい地形（傾斜 30° 以上の急峻な地形を避ける）であるか等、地形図上で判断できる条件を基に立地可能地域から施設整備候補として抽出した候補地
二次候補地	一次候補地から地理条件や防災条件、アクセス面等について、地形図上で候補地の評価を行い、よりごみ処理施設の建設が適している場所として評価した候補地
最終候補地	二次候補地に対し、現地踏査による二次候補地の現況確認、概略施設配置の検討等を行い、総合評価によりランク付けを行うことで、よりごみ処理施設の建設に適している土地として評価した候補地

### 3. 選定手順

ごみ処理施設整備候補地（以下、施設整備候補地という。）選定は以下の手順に従って実施する。

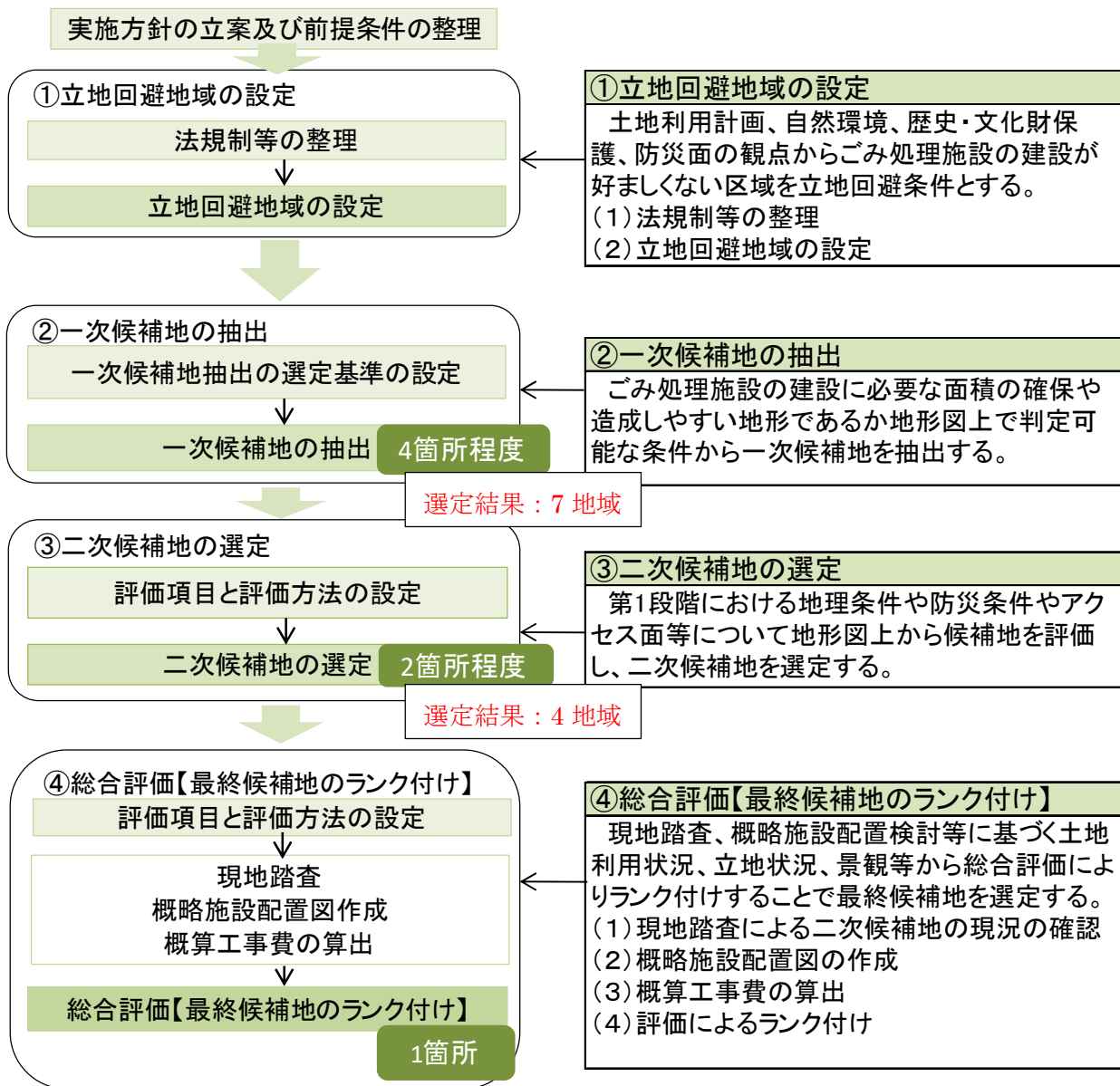


図2 選定フロー

## 4. 一次選定

### (1) 立地回避地域の設定

立地回避地域の設定にあたっては法規制や土地利用、環境保全等の観点より、ごみ処理施設の建設が好ましくない地域から設定する。また、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010改訂版）」に示された開発規制解除の難易度を参考に今後の事業スケジュールに大きく影響を及ぼすおそれがある地域についても建設が好ましくない地域とし、立地回避地域とする。立地回避地域図を図3に示す。

#### 【立地回避地域の設定項目】

- ①法規制により建設が不可能と思われる地域
- ②土地利用計画の観点から建設が好ましくない地域
- ③自然環境の観点から建設が好ましくない地域
- ④歴史・文化財保護の観点から建設が好ましくない地域
- ⑤防災の観点から建設が好ましくない地域
- ⑥生活環境の観点から建設が好ましくない地域

### (2) 一次候補地の抽出

立地回避地域の範囲外である立地可能地域から必要敷地面積が確保できる、造成しやすい地形といった条件を、地形図上で確認し、一次候補地である7箇所を抽出した。

一次候補地の位置図を図4に示す。

#### 【抽出条件】

- ①立地可能地域から選定する。
- ②敷地面積が2.0ha以上である。
- ③河川・湖沼、家屋がある土地、主要幹線道路（国県道、都市計画道路）がない範囲である。
- ④施工面からみて造成しやすい地形である。（既存地形が活用しやすい等、切土や盛土が必要最低限であると地形上から判断できる地形）
- ⑤急傾斜地（傾斜度が30°以上）に近接しない土地である。※

※施設整備後に砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）に指定される可能性があるため。



凡例

- ◇ 廃棄物処理施設
- 史跡名勝天然記念物(県指定)
- 史跡名勝天然記念物(市指定)
- ▨ 用途地域(住居系・商業系)
- ▨ 風致地区
- 埋蔵文化財
- ▨ 津波浸水想定区域
- ▨ 洪水浸水想定区域
- 鳥獣保護区
- 保安林
- ▨ 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ▨ 土石流危険渓流
- 土石流危険区域
- ▨ 急傾斜地崩壊危険箇所
- ▨ 地すべり危険箇所
- ▨ 山地災害危険地区
- 里地里山
- 水道水源から1000m以内
- 学校、保育所から100m以内
- 福祉施設から100m以内
- 病院から100m以内

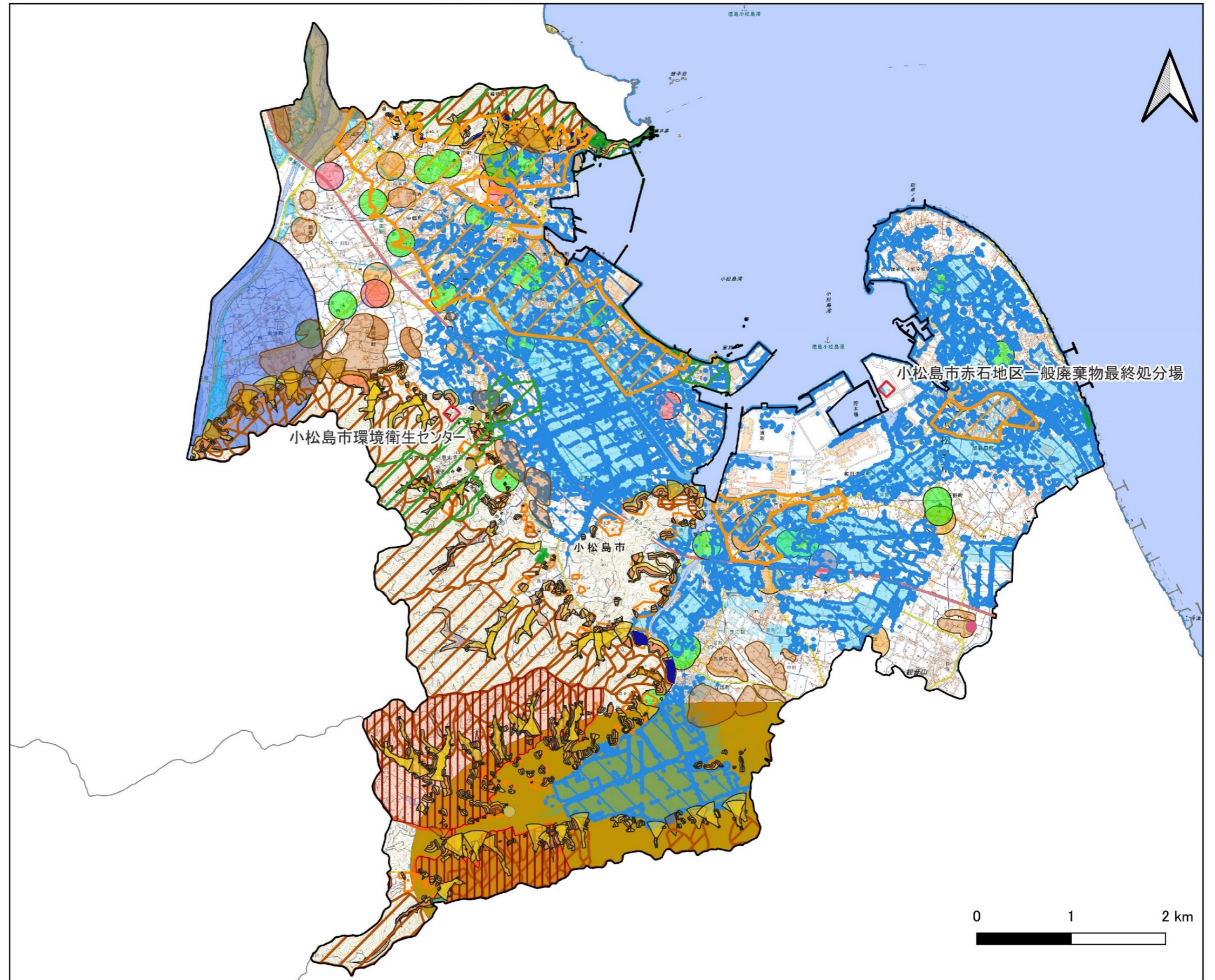


図3 立地回避地域図



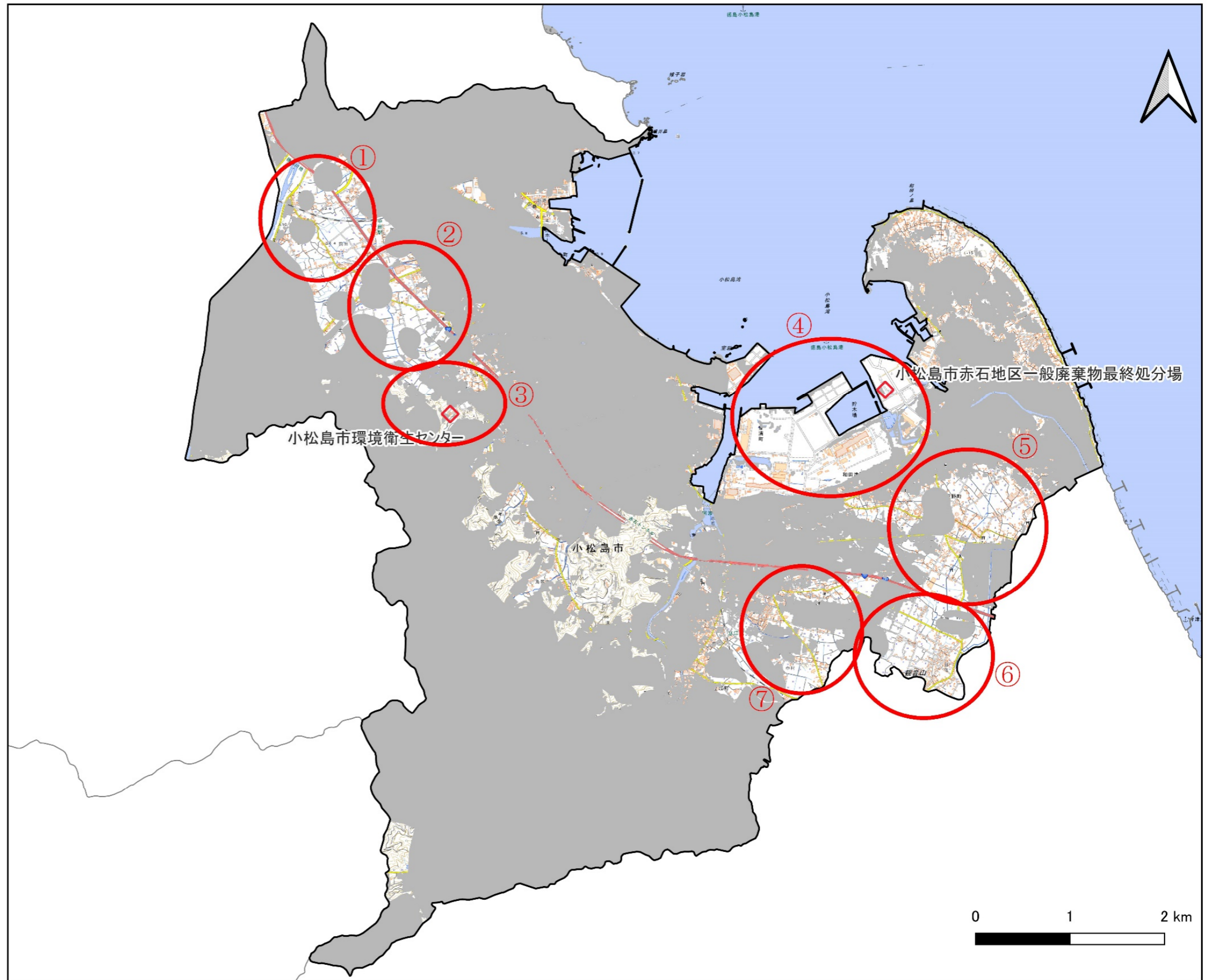


図4 立地可能地域と一次候補地

## 5. 二次選定

### (1) 評価項目の設定

一次候補地の抽出にあたっては法規制等の観点から立地回避地域を設定し、立地回避地域を除く立地可能地域において地形図上で一次候補地の抽出を行った。

二次候補地の選定では、抽出した一次候補地を比較評価し、候補地の絞り込みを行った。

二次候補地の選定における評価項目については、「法規制対象項目」および法規制以外の「その他評価項目」から、以下の4つの視点に基づき抽出し、評価項目を表2のように設定した。

- ① 立地条件（候補地の地形条件や道路までの距離等の立地に係る条件かどうか）
- ② 自然環境（地域を取り巻く地勢や動植物の生息といった自然に関連する条件かどうか）
- ③ 社会・生活環境（地域の土地利用状況や人口、生活環境に係る条件かどうか）
- ④ 防災（災害を防止するための条件かどうか）

表2 二次選定の評価項目

分類	二次選定の評価項目
立地条件	搬入道路からの距離
	人口重心からの距離
自然環境	植生自然度
	重要な動植物の生育・生息域からの距離
社会・生活環境	土地利用状況
	農業振興地域
	公共施設からの距離
	周辺民家からの距離
防災	震度分布
	液状化指数
	津波の基準水深

### (2) 二次候補地の選定結果

立地条件、自然環境、社会・生活環境、防災を考慮した客観的評価による検討を行い、二次選定として『二次候補地』を選定した。二次候補地の位置図を図5に示す。

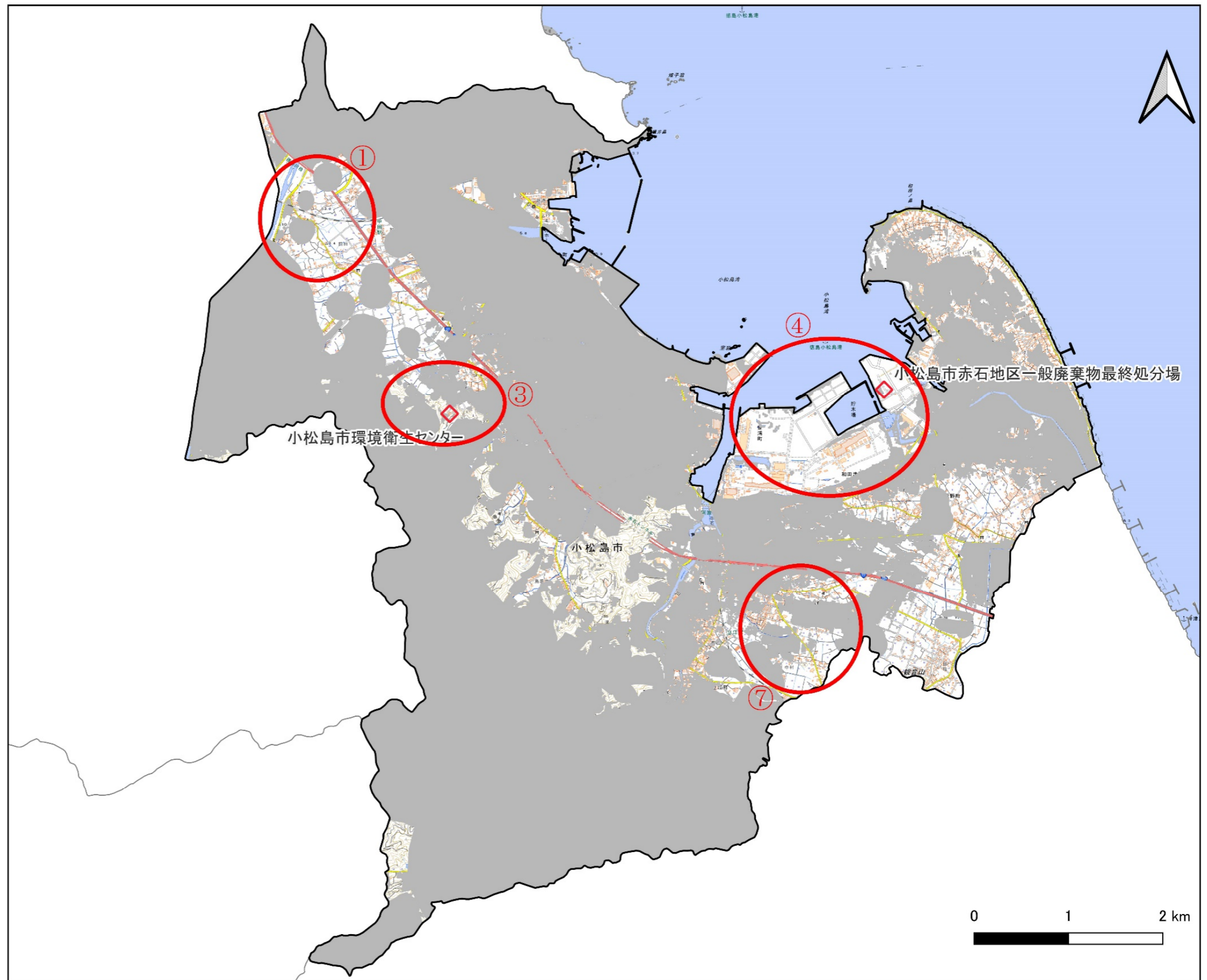


图 5 二次候補地位置図